

# 抗原簡易キットによる検査の流れ(施設に医師が常駐していない場合)

## (1) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

① 抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講

【厚労省WEBサイト】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

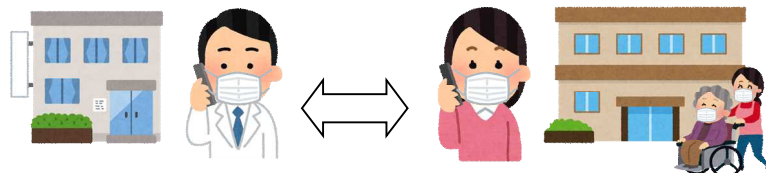


受講済み職員の名簿(任意様式)を作成してください。

② キットを受け取り、常温(2~30℃)で保存



③ 陽性となった場合に受診する医療機関を事前に確認  
(必要に応じ、医療機関との連携を確認し、対応フローを作成)



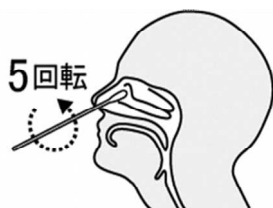
抗原簡易キットによる検査で陽性となった場合を想定して、医療機関の連絡先等を事前に確認しておきます。

## (2) キットを利用した検査の実施

**従事者等に症状が現れた場合、まずは受診を検討してください。**

・事情によりすぐに受診できない場合に、抗原簡易キットを利用した検査を実施

鼻腔ぬぐい液採取



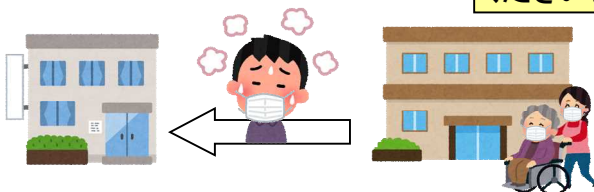
鼻腔ぬぐい液の採取であれば、検査に関する研修を受講した職員の管理下で被検者本人が採取することができます。

陽性

陰性

### (3a) 陽性の者への対応

・確定診断を行える医療機関に陽性となった者を受診させる



受診先が不明な場合は、静岡県発熱等受診相談センターへお問合せください。

### (3c) 陰性の者への対応

・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養・受診を促す。

・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

### (3b) 陽性の者以外への対応

**重要!**

・陽性の者の確定診断を待たず、「初動対応における接触者」を特定し、自宅待機させる(最終接触日から2週間を目安)などの措置を講じる。

※確定診断を行う医師からの届出に基づく保健所の検査を待たず、自主的に初動対応を行い、施設内での感染拡大を防ぐ。

詳しくは、「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準をご覧ください。